

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容についての的確、かつ、迅速な審査を求められており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をまいりました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

平成23年3月

【国保】

D-574 超音波検査(断層撮影法)(胸腹部)(産科領域)の算定回数について

《令和 7 年 12 月 4 日新規》

○ 取扱い

産科領域における次の傷病名等に対する D215「2」「ロ」(1)超音波検査(断層撮影法)(胸腹部)の算定回数(間隔)等は、原則として次のとおりとする。

- (1) 切迫流産(妊娠 5 週以降妊娠 22 週未満)・切迫早産(妊娠 22 週以降妊娠 35 週未満)に対しては、外来は週 1 回、入院は週 2 回
- (2) 子宮内胎児発育不全・発育遅延(妊娠 22 週以降)に対しては、外来は 2 週に 1 回、入院は週 1 回
- (3) 異常胎位・胎盤異常(妊娠 36 週以降)に対しては、週 1 回
- (4) 前置胎盤・低置胎盤(妊娠 22 週以降)に対しては、2 週に 2 回
- (5) 羊水過多症・羊水過少症(妊娠 22 週以降)に対しては、2 週に 1 回
- (6) 多胎妊娠(妊娠 5 週以降)、児頭骨盤不均衡(妊娠 37 週以降)に対しては、2 回
- (7) 子宮頸管無力症(妊娠 12 週以降)の診断確定時は 1 回、頸管縫縮術前後は各 1 回
- (8) 卵巣過剰刺激症候群に対しては、1 か月に 3 回

○ 取扱いの根拠

産科領域における超音波検査(断層撮影法)(胸腹部)は、妊娠経過中の母体と胎児の状態を把握する上で有用であり、異常が発生した場合の適切な実施回数(間隔)は、傷病名、妊娠週数及び重症度に応じて異なるものと考えられるが、原則として上記のとおりが妥当と判断した。